

所管部課	総務部 総務管財課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市営住宅条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市営住宅条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、同法の第10条第1項が、第10条第1項（接近禁止命令等）と第10条の2（退去等命令）に分かれたことから、東大和市営住宅条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 東大和市営住宅条例第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。</p> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
令和6年1月 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。